

新城市飼い主のいない猫対策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、地域猫活動を行う団体に対し、予算の範囲内で交付する新城市飼い主のいない猫対策推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 愛知県が策定した「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に基づき、飼い主のいない猫を当該地域住民等の理解と協力の下、地域に認められた餌やり方法等のルールに基づいて適切に管理する活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 飼い主がいない猫が生息する地域（鳳来東部地域自治区内）の市民1人以上を含む2人以上で構成され、地域猫活動を行う団体（同一世帯の者のみで構成される団体を除く。）をいう。
- (4) 不妊去勢手術 獣医師が行う不妊手術（卵巣又は卵巣および子宮を摘出する手術）又は去勢手術（精巣を摘出する手術）をいう。
- (5) 動物診療所 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に定める診療施設で動物の診療業務を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、地域猫活動団体のうち、第5条第2項の規定により登録の承認を受けた団体とする。

(補助対象区域)

第4条 補助金の交付の対象となる区域は、鳳来東部地域自治区内とする。

(登録申請等)

第5条 補助対象者としての登録の承認を受けようとする地域猫活動団体は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 団体構成員名簿（様式第3号）
- (4) 活動場所の地図（餌場、トイレの位置等を図示すること。）

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、そ

の適否について地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（様式第4号）により当該申請をした地域猫活動団体に通知するものとする。

- 3 前項の規定により登録の承認を受けた地域猫活動団体（以下「登録団体」という。）は、団体を解散したとき、又は次に掲げる事項に変更があったときは、地域猫活動団体解散・登録事項変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 団体名
- (2) 団体の代表者に関する事項
- (3) 構成員
- (4) 活動場所

（登録団体の取消し）

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取消し、地域猫活動団体登録取消通知書（様式第6号）により、当該登録団体にその旨を通知するものとする。

- (1) 登録団体の活動が地域猫活動に該当しないと認めるとき。
- (2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっているとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（補助対象事業）

第7条 補助金の交付の対象となる事業は、登録団体が、飼い主のいない猫に動物診療所において不妊去勢手術を行い、当該猫に手術済みであることを識別することができる措置を行う事業とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象事業に係る不妊去勢手術に要した費用の額とする。ただし、不妊手術にあつては1頭につき10,000円、去勢手術にあつては1頭につき5,000円を上限とする。

（交付申請等）

第9条 補助金の交付を受けようとする登録団体の代表者は、新城市飼い主のいない猫対策推進事業補助金交付申請書（様式第7号）に不妊去勢手術に要した費用の領収書の写しを添えて、不妊去勢手術の完了した日の属する年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 規則第15条に規定する実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

（交付決定等）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、新城市飼い主のいない猫対策推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により申請をした登録団体に通知するものとする。

- 2 規則第 16 条に規定する補助金の額の確定については、前項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 11 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた登録団体（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、新城市飼い主のいない猫対策推進事業補助金請求書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 12 条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたことが明らかになったとき。

- (2) その他補助金の交付が著しく不適當であると市長が認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したとき、又は補助金の返還を求めるときは、新城市飼い主のいない猫対策推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）又は新城市飼い主のいない猫対策推進事業補助金返還通知書（様式第 11 号）により補助団体に通知するものとする。

(遵守事項)

第 13 条 補助団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。

- (2) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫を捕獲場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適切な管理等周辺環境の保全を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めること。

- (3) 不妊去勢手術後の飼い主のいない猫には、不妊去勢手術済みであることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。